

中央労基協 Report

令和8年8月

令和8年度 中央安全推進大会が開催されました



令和8年6月15日、文京区の文京シビックホールにおいて、中央労働基準監督署、文京区、(公社)東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会、(一社)文京区産業協会の共催により令和8年度中央安全推進大会が開催されました。

中央労働基準監督署白浜署長、文京区長代理高橋区民部長、(公社)東基連 中央労働基準協会支部福田支部長による主催者挨拶に続き、全国安全週間実施要綱等について、中央労働基準監督署の保角安全専門官による説明があり、「主唱者(厚労省・中災防)、協賛者の実施事項」「実施者(事業者)が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項・継続的に実施する事項」「特に取り組んでいただきたい事項(熱中症対策にかかる改正労働安全衛生規則・一人親方等に対する保護措置)」等についての説明がありました。

続いて飯田橋公共職業安定所川越雇用開発第二部長より雇用関係助成金についてのお知らせがあり、特別講演として、東京都市大学客員教授、事故防止研究所代表高木元也氏から「高年齢者対策と熱中症対策の推進」と題して、最近の高年齢者の労働災害防止対策事例、令和8年3月に厚生労働省から公表された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等について説明がありました。

最後に橋爪建設株式会社の取締役安全部長武藤聡氏が「大会宣言」を提案、満場の拍手をもって採択され、大会は盛況のうちに終了しました。

※概要、当日配布の資料等については、ホームページに掲載していますのでご確認ください。



白浜署長

文京区高橋部長

福田支部長

保角安全専門官

川越部長

高木客員教授

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、XXXXXXXXXX です。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の概要

【改正の趣旨】

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

【改正の概要】

1 遺族補償年金における支給要件等の見直し

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみに課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律175日分に改める。

2 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し

その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4 特別加入団体の要件の法定化等

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し

現行では行政不服審査法の対象とされている。社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

【施行期日】

令和9年4月1日（ただし、3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

◇ 労働保険料等は「口座振替」が便利です ◇

労働保険料等の口座振替納付とは、事業主の皆様が、労働保険料や石綿健康被害救済法に基づく一般
 拠出金の納付について、口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、届出の
 あった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納
 付するものです。

【口座振替によるメリット】

- 保険料納付のために毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
- ※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます。

【口座振替は通常の納期よりもゆとりのある引き落とし】

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替による 納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日

令和8年度全期・第1期の口座振替開始申込は終了しました。

令和８年度第２期の口座振替申込締切日（金融機関宛提出日）は８月１４日です。

※詳細については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

* * * * *

～ 令和8年度 中央健康推進大会の開催について ～

- 1 日 時 令和8年9月11日（金）
午後1時30分～午後4時20分
- 2 場 所 文京シビックホール 小ホール
文京区春日1-16-21
- 3 内 容 第一部
① 主催者挨拶
② 安全衛生表彰式 中央労働基準監督署長表彰
第二部
① 全国労働衛生週間実施要領について
② 特別講演
③ 事例発表
- 4 その他 参加費用は無料です

※詳細については、ホームページに掲載しています。

労災保険給付に関するQ & A

Q1 労働者の方が業務や通勤が原因で負傷した場合、労災保険給付を受けることができます。

では、脳や心臓の病気の場合も労災保険給付を受けることができますか。

【労災認定事例】

ソフトウェア会社で働いていたシステムエンジニアが、自宅で脳出血によって亡くなり、ご遺族から「長時間労働が原因の過労死ではないか」として労災請求が行われました。

《 今回のケースでは、次の点が調査のポイントとなりました。 》

① 会社から提出された労働時間に関する記録

当初、会社から収集した労働時間に関する資料を集計したところ、被災労働者の発症前6か月間における時間外労働時間は月45時間未満となりました。

被災労働者が、労働時間を記録せずに自宅にPCを持ち帰って作業したり、退勤打刻をした後も会社に残って業務を行っていたりしていた場合は、会社から提出された資料からは、実際の労働期間はわかりませんので、会社関係者からヒアリング調査を行ったところ、会社から提出された資料の記録を上回る就労実態が窺われる証言が得られました。

② 客観的な記録の確認

そこで、会社から被災労働者の入退館記録やパソコンのログを入手し、詳しく分析した結果、実際には月に80時間を超える時間外労働を行っていた可能性がありました。

③ 客観的な資料を裏付けるための聞き取り調査

被災労働者の就労実態を入退館記録やパソコンのログにより裏付けるため、更に同僚からのヒアリングを行い、被災労働者がなぜ自宅に持ち帰って作業をしなければならなかったのか、当時どのような作業を行っていたのかなどの確認を行いました。

A1 調査の結果、被災労働者は発症前のおよそ4か月間にわたり、毎月80時間を超える時間外労働を行っていたことが判明したため、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたものとして、労災（業務上）として認定されました。

このように、労働時間の認定は、会社から提出された資料にとどまらず、会社関係者の証言やパソコンのログ、入退館等の記録等を精査し、事業主の支配下において実際に就労していたと認められる時間を特定して、業務上外の判断が行われます。

◇血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準◇

脳梗塞などの「脳血管疾患」、心筋梗塞などの「心疾患」を労災として認定する際の基準として「脳・心臓疾患の認定基準」があり（令和3年9月14日改正、令和5年10月18日改正）、この認定基準には、3つの認定要件があります。

（1）長期間の過重業務

発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと

○過重負荷の有無の判断

➤評価期間

発症前おおむね6か月間

➤労働時間の評価

発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える労働時間が認められる場合

上記の水準には至らないがこれに近い時間外労働が認められる場合は、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮し、業務と発症との関連性が強いと認められる場合（総合判断）

＊労働時間以外の負荷要因とは

- ①勤務時間の不規則性②事業場外における移動を伴う業務③心理的負荷を伴う業務
- ④身体的負荷を伴う業務⑤作業環境

（2）短期間の過重業務

発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと

○過重負荷の有無の判断

➤評価期間

発症前おおむね1週間

➤労働時間の評価

- ・発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
- ・発症前おおむね1週間継続して深夜時間帯に及び時間外労働を行うなどの過度の長時間が認められる場合 等

労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮し、業務と発症との関連性が強いと認められる場合（総合判断）

（3）異常な出来事

発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと

- ①極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態
- ②急激で著しい身体的負荷を強いられる事態
- ③急激で著しい作業環境の変化

○過重負荷の有無の判断

➤評価期間等

発症直前から前日（異常な出来事と発症との関連性については、通常、負荷を受けてから24時間以内に症状が出現するとされている）

＊出来事の異常性・突発性の程度、予測の困難性、事故や災害の場合にはその大きさ、被害・加害の程度、緊張、興奮、恐怖、驚がく等の精神的負荷の程度、作業強度等の身体的負荷の程度、気温の上昇又は低下等の作業環境の変化の程度等

※各々の過重負荷の判断等の詳細については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

令和8年度講習カレンダー〔令和8年8月～令和9年2月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



講習名		8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	26(水) 28(金)		6(火) 8(木)				16(火) 18(木)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	4(火) 5(水)			25(水) 26(木)			
	石綿作業主任者技能講習				5(木) 6(金)			
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		3(木) 4(金)			15(火) 16(水)		
	衛生推進者養成講習		2(水)			9(水)		
	安全管理者選任時研修			20(火) 21(水)			21(木) 22(金)	
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)			27(火)				9(火)
	保護具着用管理責任者教育			28(水)				
	雇入れ時の安全衛生教育							
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】		8(火) 10(木)		9(月) 11(水)		26(火) 28(木)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】		8(火) 9(水)		9(月) 10(火)		26(火) 27(水)	
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】		10(木)		11(水)		28(木)	
安全衛生講習 その他講習	熱中症予防管理者労働衛生教育							
	総括安全衛生管理者講習			16(金)				
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習							
	基礎講座	新規労務担当者向け講習						
		社会保険(健保・年金)基礎講座	25(火)					
		労働基準法等基礎講座						
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]						
		労災保険実務講座[応用編]						
		労災保険実務講座[基本編+応用編]【2回セット】 ★セット割引						
		社会保険実務講座[健康保険]			15(木)			
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]			29(木)			
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】 ★セット割引			★ 15(木) ★ 29(木)			
		労働基準法等実務講座【2回セット】			12(木) 18(水)			
		雇用保険実務講座						
	女性活躍推進セミナー							19(金)

★講座は【2回セット】で申し込みと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】

2026/7/15現在